

青少年キャンプ場跡施設の運営事業者の 公募に関する質問に対する回答

No.	項目名	質問	回答
1	第3-2(4)④ 公募上の注意事項 第2-1提案にあ たった条件	しょうぶ谷キャンプ場だけ等、1施設のみ の提案でも応募可能か。	可能です。 各事業者様、施設ごとに1提案可能です。1施設ごとの提案でも、セットでの提案でも結構です。 なお、今回の公募はキャンプを中心としたサービスの運営の募集ですので、足立キャンプ場については、足立青少年の家のみを使用した事業提案は、募集しておりません。
2	第3-3(3)④ 運営計画	キャンプ場の名称を変更できるか。	通称名を設定することは、可能です。その名称で広報もできます。ただし、公園名の変更はできません。
3	第1-2対象施設 の概要	各施設は自由に下見することができるか。	キャンプフィールドの下見は自由です。 利用者に配慮してください。また、建物内の下見については、所管課に事前に連絡してください。
4	第1-2対象施設 の概要	水道は井戸水使用か。	公共水道を使用しています。
5	第1-2対象施設 の概要	汚水排水は、浄化槽使用か。	公共下水道につながっています。
6	第2-2管理運営 にあたっての条件	利用者が水を出しっ放しにした場合でも、事業者が水道料金を支払うことになるのか。また、対策として、蛇口・水栓を変更することは可能か。	キャンプ場の設置管理施設に関する光熱水費は、全て事業者の負担となります。なお、蛇口をカギ付水栓や自閉式水栓等に改修することは可能です。改修費用は、事業者の負担となります。

7	第2-2 管理運営にあたっての条件	現在の光熱水費を教えてもらえないか。	足立青少年の家については、要項の添付資料に令和4年度の経費を掲載しています。 堀越キャンプ場については、別添のとおりです。 公園内キャンプ場の場合、キャンプ場だけを分けて算出することが難しいため、数字をご提示することはできません。
8	第2-7 (1) または (2) 既存施設の取り扱い	事業者が使用しない施設については、市で撤去されるということだが、見通しを阻害している、枯れているなど安全性が確保できないと思われる樹木・樹林についても、市で伐採・撤去してもらえるのか。 また、足立キャンプ場は、倒木の恐れが有りとなっているが、対応はどうなるのか。	事業運営に支障がないよう、できる範囲での対応を検討します。実際には、選定された事業者様とご相談して進めることになります。 足立キャンプ場の危険木については、枯損木の撤去、折れ枝の剪定・除去等、既に対応済みです。
9	第3-3 (3) ④運営計画及び ⑤管理計画	管理人は、常駐しなければならないか。 例えば、利用者の受付後に一旦不在になることは可能か。	必ずしも常駐しなければならないわけではありませんが、管理者としての責任があるので、巡回、清掃、安全管理等を適宜行っていただく必要があります。 また、事件・事故の際の対応、市への報告も事業者の責務となります。対応できる管理体制を執ってください。
10	第3-3 (3) ④運営計画	定休日の設定も事業者が行うことはできるか。	業者様に定休日を設定していただくことは可能です。 但し、営業していない日についても管理者責任は生じます。
11	第2-1 提案にあたっての条件	ディキャンプのみの営業は可能か。	可能です。

12	第2-1 提案にあたっての条件 ④	足立青少年の家を利用した、児童発達支援・放課後ディサービスの運営は可能か。 また、自然をテーマにした体験や学びができる食堂スペースの設置は可能か。	公園内のキャンプ場跡地 3カ所についての今回の募集は、都市公園法第2条及び都市公園法施行令第5条に記載されている公園施設です。児童福祉施設は、含まれませんので、設置できません。飲食施設の設置は可能です。
13	第2-7(2) 既存施設の取り扱い	足立青少年の家の一部のみを設置管理許可で使用する場合、そのほかのスペースの光熱費の負担も含めた管理はどのようになるか。	事業者が使用しないスペースについては、一般に供用させる必要はなく、使用料も発生しません。但し、消防設備点検などの維持管理は行っていただきます。光熱水費については、スペースごとに分けて算出することができないため、基本料金を含めて全額お支払いいただくこととなります。
14	第2-4 設置管理許可と管理許可	金比羅キャンプ場で、オートキャンプも含めた事業を検討しているが、キャンプ場出入口の車止めのカギは借りることができるか。オートキャンプでない場合でも、管理者の資材や利用者のキャンプ道具などの車両による搬入は可能か。	管理用のカギは、お渡しします。 事業区域内への利用者による車両進入については、園路も含めて管理許可区域とするなど、公園利用者、キャンプ場利用者双方の安全が確保できれば可能です。但し、管理者による出入り口の管理と園内安全管理、車両進入に伴う園路の補修が業務として発生することとなります。 なお、オートキャンプ場の運営を行う場合は、車両を占用で駐車させることとなりますので、テントサイトとは別に車両の駐車区画を設置管理許可面積として算出していただくこととなります。
15	【堀越】第2-2(3) 貸付料及び納付の方法	堀越キャンプ場の貸付料について	要項に予定金額を記載していた令和6年度の貸付料の算定額は、土地、建物合わせて年間784千円/年(半年の場合は半額)となります。なお、貸付料は毎年度見直しを行います。